

弟子屈町景観条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び弟子屈町景観条例（令和4年弟子屈町条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(工作物)

第2条 条例第2条第7号の規定で定める工作物は、次に掲げる工作物（以下「工作物」という。）とする。

- (1) 柵、塀、擁壁その他これらに類する工作物
- (2) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物（電気供給のための電線路及び有線電気通信のための線路の支持物を除く。）
- (3) 風力発電設備
- (4) 煙突その他これらに類する工作物
- (5) 物見塔その他これらに類する工作物
- (6) 彫刻、記念碑その他これらに類する工作物
- (7) 観覧車、コースターその他これらに類する遊戯施設
- (8) 自動車車庫の用に供する立体的な施設
- (9) アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設
- (10) 石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する立体的な施設
- (11) 汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設の用途に供する工作物
- (12) 太陽電池発電設備

(景観計画の軽微な変更)

第3条 条例第8条第3項の規定で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 法、条例その他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる用語の整理等
- (2) 関連計画の見直しに伴い当然必要とされる用語の整理等

(行為の届出等)

第4条 条例第11条第1項に規定する行為の届出等は、次の各号に掲げる届出又は通知の区分に応じ、当該各号に定める様式により行わなければならない。

- (1) 法第16条第1項の規定による届出 別記様式第1号
- (2) 法第16条第2項の規定による届出 別記様式第2号
- (3) 法第16条第5項の規定による通知 別記様式第3号

2 別記様式第1号及び別記様式第3号には、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）第1条第2項各号に掲げる図書のほか、別記様式第4号による景観計画に定める良好な景観の形成を図るための事項への対応状況を説明する書類（以下「景観形成の配慮事項に係る対応説明書」という。）を添付しなければならない。

3 条例第11条第2項の規定で定める図書は、別表第1のとおりとする。

4 条例第11条第1項に規定する届出を要する行為の規模は、別表第2（条例第9条第1項の規定により指定された景観重点区域においては、別表第3、別表第4）のとおりとする。

(事前協議)

第5条 条例第12条第1項の規定による事前協議は、事前協議書（別記様式第5号）と次に掲げる書類を添付して町長に提出するものとする。ただし、行為の種類、規模等により町長が添付を要しないと認めるものについては、この限りではない。

- (1) 省令第1条第2項各号に定める図書
- (2) その他町長が必要と認めるもの

2 条例第 12 条第 2 項の規定による事前協議は、計画及び設計が変更可能な時期までに行うものとする。
(適用除外行為)

第 6 条 条例第 15 条第 1 号の規則で定める規模は、別表第 2 (条例第 9 条第 1 項の規定により指定された景観重点区域においては、別表第 3、別表第 4) 以下のものとする。

2 条例第 15 条第 1 項第 2 号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 自然公園法 (昭和 32 年法律第 161 号) 第 10 条第 2 項、第 3 項及び第 6 項、第 20 条第 3 項、第 21 条第 3 項、第 33 条第 1 項、第 68 条第 1 項後段
- (2) 森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 10 条の 2 第 1 項、第 34 条第 1 項及び第 2 項
- (3) 文化財保護法 (昭和 25 年法律第 214 号) 第 125 条第 1 項、第 127 条第 1 項
- (4) 総発電出力が 10 キロワット未満の太陽電池発電設備 (同一又は共同の関係にあると認められる設置者が、同時期もしくは近接した時期又は近接した場所に設置する太陽電池発電設備の合算した出力が 10 キロワット以上となる場合を除く。)
- (5) 居住用建築物に太陽電池発電設備を設置する事業
- (6) 農業及び林業並びに畜産業を営むために行う行為
(事前公開の標識)

第 7 条 条例第 18 条第 2 項に規定する標識 (以下「標識」という。) は、行為等のお知らせ (別記様式第 7 号) によるものとする。

2 標識の設置に係る費用は、事業者の負担とする。

(説明会の開催)

第 8 条 条例第 19 条第 2 項の規定による公表は、当該説明会の日程、場所、行為等の内容等を関係住民等への通知、回覧その他の方法により行うものとする。

2 条例第 19 条第 3 項の規定による報告は、関係住民等説明会結果報告書 (別記様式第 8 号) によるものとする。

(身分証明書)

第 9 条 法第 17 条第 8 項の身分を示す証明書は、別記様式第 9 号によるものとする。

(景観重要建造物及び景観重要樹木を表示する標識)

第 10 条 法第 21 条第 2 項及び法第 30 条第 2 項の標識は、景観重要建造物及び景観重要樹木の所有者と協議の上、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

2 前項の標識は、景観重要建造物にあつては別記様式第 10 号、景観重要樹木にあつては別記様式第 11 号によるものとする。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の管理の方法の基準)

第 11 条 条例第 21 条第 1 項第 4 号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 景観重要建造物が滅失し、又は損傷するおそれがあると認めるときは、直ちに町長と協議してその滅失又は損傷を防ぐ措置を講ずること。
- (2) 景観重要建造物を損傷するおそれのある枯損した樹木又は危険な樹木は、速やかに伐採すること。

2 条例第 21 条第 2 項第 3 号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 景観重要樹木の滅失及び枯死を防ぐため、その保育の状況を定期的に点検すること。
- (2) 景観重要樹木が滅失し、又は枯死するおそれがあると認めるときは、直ちに町長と協議してその滅失又は枯死を防ぐ措置を講ずること。

(補則)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

建築物の建築等又は工作物の建設等の場合

図書の名称	縮尺	表示すべき事項	備考
位置図	2, 500分の1以上	建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況	景観法施行規則第1条第2項に定める図書
配置図	200分の1以上	当該敷地内における建築物又は工作物の設置位置	樹木や道路の配置、法面の有無、地形や土地利用など周辺環境との関係性を示すこと
平面図	200分の1以上	建築物又は工作物の間取り、寸法、床面積	用途や構成を示すこと
立面図	200分の1以上	建築物又は工作物の高さ及び外観等	<ul style="list-style-type: none"> ・彩色が施され、2面以上示すこと ・景観法施行規則第1条第2項に定める図書
写真		当該敷地及び当該敷地の周辺の状況	
パース図		建築物又は工作物の彩色も含めた完成予想図	
土地の造成計画平面図及び断面図	200分の1以上	現況、計画地盤面、切土、盛土等の状況	土地の区画形質の変更及び急傾斜地での土地の造成の行為のみ
工作物の設置に関する誓約書			別記様式第6号
工作物の設置等の計画書			
関係住民等説明会結果報告書			別記様式第8号
その他町長が必要と認める図書及び資料			必要に応じて提出

別表第2（第4条及び第6条関係） 景観計画区域

	行為の区分	規模
法第16条第1項第1号の規定する行為	(1) 新築又は移転	高さ13メートルかつ延べ面積2,000平方メートル
	(2) 増築又は改築	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア 増築前又は改築前の建築物の規模が(1)に規定する規模 イ 増改築前の規模が対象規模以下で、増改築を行うことで(1)を超える場合は対象。ただし、増改築前の規模が既に対象規模を超え、増改築する床面積の合計が10平方メートル以下の場合を除く
	(3) 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（この表において「修繕等」という。）	当該建築物のすべての立面において修繕等の部分の鉛直投影面積が当該修繕等の部分がある立面の鉛直投影面積の2分の1
法第16号第1項第2号に規定する行為	(1) 新築又は移転	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア 第2条第1項第1号に掲げる工作物 高さ5メートル イ 第2条第1項第2号から第4号までに掲げる工作物 高さ15メートル（建築物と一体となって設置される工作物にあつては、当該工作物の高さ5メートル又は地盤面から当該工作物の上端までの高さ15メートル） ウ 第2条第1項第5号に掲げる工作物 高さ13メートル（建築物と一体となって設置される工作物にあつては、当該工作物の高さ5メートル又は地盤面から当該工作物の上端までの高さ13メートル） エ 第2条第1項第6号から第11号までに掲げる工作物 高さ13メートルかつ築造面積2,000平方メートル オ 第2条第1項第12号に掲げる工作物 高さ5メートルかつ築造面積1,000平方メートル
	(2) 増築又は改築	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア 増築前又は改築前の工作物の規模が(1)に規定する規模 イ 増改築前の規模が対象規模以下で、増改築を行うことで(1)を超える場合は対象。ただし、増改築前の規模が既に対象規模を超え、増改築する築造面積の合計が10平方メートル以下の場合を除く
	(3) 外観を変更することとなる修繕等	当該工作物のすべての立面において修繕等の部分の鉛直投影面積が当該修繕等の部分がある立面の鉛直投影面積の2分の1
法第16号第1項第3号に規定する行為		当該行為に係る土地の面積が10,000平方メートルかつ当該行為に伴い生ずる法面又は擁壁の高さが5メートル

備考 高さ、延べ面積、床面積、築造面積等の算定の方法については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条の規定に準ずるものとする。

別表第3 (第4条及び第6条関係) 景観重点区域①(国立公園普通地域、国道391号、国道241号、国道243号の一部等)

行為の区分		規模
法第16条第1項第1号の規定する行為	(1) 新築又は移転	高さ13メートル又はかつ面積2,000平方メートル
	(2) 増築又は改築	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア 増築前又は改築前の建築物の規模が(1)に規定する規模 イ 増改築前の規模が対象規模以下で、増改築を行うことで上記を超える場合は対象。ただし、増改築前の規模が既に対象規模を超え、増改築する床面積の合計が10平方メートル以下の場合を除く
	(3) 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(この表において「修繕等」という。)	当該建築物のすべての立面において修繕等の部分の鉛直投影面積が当該修繕等の部分がある立面の鉛直投影面積の2分の1
法第16号第1項第2号に規定する行為	(1) 新築又は移転	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア 第2条第1項第1号に掲げる工作物 高さ5メートル イ 第2条第1項第2号から第4号までに掲げる工作物 高さ15メートル(建築物と一体となって設置される工作物にあつては、当該工作物の高さ5メートル又は地盤面から当該工作物の上端までの高さ15メートル) ウ 第2条第1項第5号に掲げる工作物 高さ13メートル(建築物と一体となって設置される工作物にあつては、当該工作物の高さ5メートル又は地盤面から当該工作物の上端までの高さ13メートル) エ 第2条第1項第6号から第11号までに掲げる工作物 高さ13メートルかつ築造面積2,000平方メートル オ 第2条第1項第12号に掲げる工作物 当該工作物のすべて
	(2) 増築又は改築	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア 第2条第1号から第11号に掲げる工作物の増築前又は改築前の工作物の規模が(1)に規定する規模 イ 第2条第1号から第11号に掲げる工作物の増改築前の規模が対象規模以下で、増改築を行うことで(1)を超える場合は対象。ただし、増改築前の規模が既に対象規模を超え、増改築する築造面積の合計が10平方メートル以下の場合を除く ウ 第2条第1項第12号に掲げる工作物を増築又は改築するとき ・当該工作物のすべて
	(3) 外観を変更することとなる修繕等	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア 第2条第1号から第11号に掲げる工作物のすべての立面において修繕等の部分の鉛直投影面積が当該修繕等の部分がある立面の鉛直投影面積の2分の1 イ 第2条第1項第12号に掲げる工作物の修繕等にあつては、当該工作物のすべて
法第16号第1項第3号に規定する行為		当該行為に係る土地の面積が10,000平方メートルかつ当該行為に伴い生ずる法面又は擁壁の高さが5メートル

備考 高さ、延べ面積、床面積、築造面積等の算定の方法については、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条の規定に準ずるものとする。

別表第4 (第4条及び第6条関係) 景観重点区域②(南弟子屈方面などの国道391号、国道243号の一部等)

行為の区分	規模
<p>法第16条第1項第1号の規定する行為</p>	<p>(1) 新築又は移転 高さ13メートルかつ延べ面積2,000平方メートル</p> <p>(2) 増築又は改築 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア 増築前又は改築前の建築物の規模が(1)に規定する規模 イ 増改築前の規模が対象規模以下で、増改築を行うことで上記を超える場合は対象。ただし、増改築前の規模が既に対象規模を超え、増改築する床面積の合計が10平方メートル以下の場合を除く</p> <p>(3) 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(この表において「修繕等」という。) 当該建築物のすべての立面において修繕等の部分の鉛直投影面積が当該修繕等の部分がある立面の鉛直投影面積の2分の1</p>
<p>法第16号第1項第2号に規定する行為</p>	<p>(1) 新築又は移転 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア 第2条第1項第1号に掲げる工作物 高さ5メートル イ 第2条第1項第2号から第4号までに掲げる工作物 高さ15メートル(建築物と一体となって設置される工作物にあつては、当該工作物の高さ5メートル又は地盤面から当該工作物の上端までの高さ15メートル) ウ 第2条第1項第5号に掲げる工作物 高さ13メートル(建築物と一体となって設置される工作物にあつては、当該工作物の高さ5メートル又は地盤面から当該工作物の上端までの高さ13メートル) エ 第2条第1項第6号から第11号までに掲げる工作物 高さ13メートルかつ築造面積2,000平方メートル オ 第2条第1項第12号に掲げる工作物 高さ5メートルかつ築造面積1,000平方メートル (ただし、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第3条及び同法施行規則第1条で規定された「農用地等」及び同法第6条で規定された「農業振興地域」に位置しながら、不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第99条で規定される地目のうち「原野」「宅地」に該当する場合は、当該工作物のすべて)</p> <p>(2) 増築又は改築 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア 第2条第1号から第12号に掲げる工作物の増築前又は改築前の規模が(1)に規定する規模 イ 第2条第1号から第12号に掲げる工作物の増改築前の規模が対象規模以下で、増改築を行うことで(1)を超える場合は対象。ただし、増改築前の規模が既に対象規模を超え、増改築する築造面積の合計が10平方メートル以下の場合を除く (ただし、(1)のオに該当する場合は、当該工作物のすべて)</p> <p>(3) 外観を変更することとなる修繕等 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア 当該工作物のすべての立面において修繕等の部分の鉛直投影面積が当該修繕等の部分がある立面の鉛直投影面積の2分の1 イ 第2条第1項第12号に掲げる工作物の修繕等にあつては、当該工作物のすべて</p>
<p>法第16号第1項第3号に規定する行為</p>	<p>当該行為に係る土地の面積が10,000平方メートルかつ当該行為に伴い生ず</p>

	る法面又は擁壁の高さが5メートル
--	------------------

備考 高さ、延べ面積、床面積、築造面積等の算定の方法については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条の規定に準ずるものとする。